

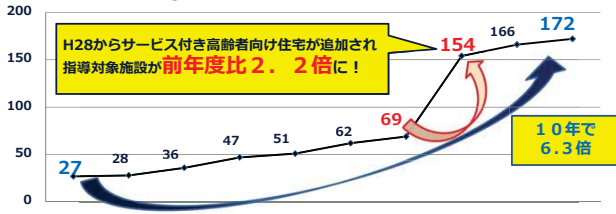
有料老人ホーム事務等 ワーキンググループによる活動報告

～有料老人ホーム事務の適性化と
指導の質の向上を目指して～

有料老人ホーム事務等ワーキンググループ

- | | | | |
|---|--|--|---|
| 北部保健福祉事務所
仙南保健福祉事務所
仙北保健福祉事務所
北部保健福祉事務所
東部保健福祉事務所
気仙沼保健福祉事務所
長寿社会政策課介護保険指導班 | 東原地域事務所
主幹 (班長)
主幹
主幹
主幹
主幹
主幹
主幹 | ○次長 (班長)
主幹
主幹
主幹
主幹
主幹
主幹 | 渡野 山吉
藤原 野村
一貴 美希
有良 宏志
佐藤 拓静
志村 希可
木下 希香 |
|---|--|--|---|

活動の背景① (県内有料老人ホーム立入検査対象施設の推移)



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
仙南	3	3	4	5	6	6	8	15	17	18
仙北	7	8	8	9	9	10	12	39	42	43
北部	3	3	6	9	9	13	14	31	35	37
東部	3	3	4	6	7	11	12	22	24	26
登米	9	9	12	15	17	18	19	37	37	37
気仙沼	1	1	1	1	1	1	1	6	7	7
計	27	28	36	47	51	62	69	154	166	172

H30は12.1現在

活動の背景② (指導強化策の検討)

- 有料老人ホームとしての指導対象施設が増加**
平成27年3月に国の標準指導指針が改正され、サービス付き高齢者向け住宅について、老人福祉法で定める有料老人ホームの定義に該当する住宅が、国の標準指導指針の適用対象に追加された。
- 有料老人ホームの指導強化や未届有料老人ホームの把握が課題**
厚生労働省老健局高齢者支援課長通知により、「未届有料老人ホームの追加調査の緊急実施(平成28年2月)」と「有料老人ホームの適性な実態把握と一層の指導の強化(平成28年4月)」が求められた。

※**有料老人ホームとは**、老人福祉法に基づき、老人を入居させ「入浴」「排せつ若しくは食事の介護」「食事の提供」「洗濯、掃除等の提供」「健康管理」のいずれかのサービスを提供している施設
※**サービス付き高齢者向け住宅とは**、高齢者の居住安定確保に関する法律に基づき「高齢者向け住宅」であるが、その中で上記のうちいずれかのサービスを提供する住宅は、老人福祉法上は有料老人ホームとして取り扱われる。

- 【**本県における有料老人ホームの指導強化策の検討経過**】
平成28年3月：平成27年度有料老人ホーム事務担当者会議で、**集団指導の実施も含めた指導強化策**について検討。
平成28年4月：平成28年度有料老人ホーム事務担当者会議で、**検討の場としてのプロジェクトチームの設置**について検討。
平成28年5月：**有料老人ホーム事務等ワーキンググループ設置要綱を策定**(平成28年5月17日施行)

ワーキンググループの課題と検討事項

有料老人ホームの事務及び指導に関する課題

- 1 サービス付き高齢者向け住宅が有料老人ホームとしての指導対象になり、**2倍以上に増える定期立入検査等への対応が必要である。**
- 2 **未届有料老人ホームを把握し、必要な届出指導を行う必要がある。**
- 3 **有料老人ホームの指導強化に向けて集団指導の開催を検討する必要がある。**
- 4 **各担当者の人事異動等を考慮し、有料老人ホームの設置関係事務の標準化や各種指導手法を統一化する必要がある。**

有料老人ホーム事務等ワーキングにおける検討事項

- 1 **有料老人ホームの事務及び指導に係る見直し並びに県方針の統一化**
- 2 **有料老人ホームの指導強化**
- 3 **未届有料老人ホームの実態把握及び届出促進**
- 4 **上記に付随する指導指針等の改正及び参考様式の作成**

ワーキンググループの活動概要(3年間)

年度	活動内容	成果
H28	1 ワーキングを年6回開催 2 有料老人ホーム集団指導を県内初開催(仙台会場) 3 共有NASや電子会議室を活用した情報共有と意見交換	★宮城県未届有料老人ホーム届出指導要領を新たに策定(H29.4.1付け施行) 1 宮城県有料老人ホーム設置運営指導指針 2 宮城県有料老人ホーム設置運営指導要綱 3 宮城県有料老人ホーム立入検査実施要領 4 有料老人ホームに関する事務手続きマニュアル ★1～4を一部改正(H29.4.1付け施行)
H29	1 ワーキングを年4回開催 2 共有NASや電子会議室を活用した情報共有と意見交換	1 宮城県有料老人ホーム設置運営指導要綱 2 宮城県有料老人ホーム立入検査実施要領 3 有料老人ホームに関する事務手続きマニュアル 4 宮城県未届有料老人ホーム届出指導要領 ★1～4を一部改正(H30.4.1付け施行)
H30	1 ワーキングを年6回開催(予定) 2 有料老人ホーム集団指導を2会場で開催(仙台・登米) 3 共有NASや電子会議室を活用した情報共有と意見交換	1 宮城県有料老人ホーム設置運営指導指針 2 宮城県有料老人ホーム設置運営指導要綱 3 宮城県未届有料老人ホーム立入検査実施要領 4 有料老人ホームに関する事務手続きマニュアル 5 宮城県未届有料老人ホーム届出指導要領 ★2～5を一部改正(H30.8.1付け施行) ★1, 4を一部改正予定(H31.4.1付け施行)

何が変わったか①

項目	平成27年度まで	平成28年度以降
意見交換の機会等	○年毎に1回の「担当者会議」 ・意見交換する時間が少ない	○有料老人ホーム事務等ワーキングを4回から6回開催するとともに共有NASでの情報共有及び電子会議室での意見交換(約2年6ヶ月で600スレッド超え) ・顔の見える関係でのワーキングと電子会議室利用により、意見交換する機会が大幅に増加した。 ・共有NASの利用で、情報が一元化された。 ・記録者を決めることにより、検討結果も共通理解される。 ・電子会議室での意見交換は議論に参加しなくても、共有できて有効
困難事例の検討等	○担当者会議の議題として提案し、意見交換 ・結果的に「要検討」で終わることもあった。	○各メンバーが「課題共有シート」で課題を提案しワーキングで意見交換 ・各事務所の共通課題であることが確認されたら、課題の解決時期を議論し、「次回WG」「年度内」「長期的課題」と区分することで、解決するための期限を明確にした。 ・先送りする「検討します」から本当の検討へ!

何が変わったか②

項目	平成27年度まで	平成28年度以降
指導指針等の改正手法	○主務課が年に1回の担当者会議に提案 ・主務課担当者1名が、必要な改正作業の事務を全て行っていった。	○改正種別毎(指導指針・指導要綱・マニュアル等)にワーキングメンバー内で担当者を決め、必要な事務(様式や新旧対照表作成等)を分担した。 ・ワーキングは議論し主務課に提案する場で、決定プロセス(決裁等)は主務課上。 ・必要により全国調査も実施：ルールや様式の見直し等
集団指導	○未開催	○平成28年度に県内初開催(仙台会場)し、平成30年度に2会場(仙台・登米)で2度目の開催。 ・スライド資料は各メンバーが作成し、作成者が説明者となる。 ・アンケート結果での反省点は次回に活かす。 ・総務省からの動向により、国の標準指導指針(H30改正)に集団指導が明記された。 ⇒集団指導の実施自治体は全国的に少ないので、 本県の活動は先進的事例である。
年度毎の成果を通知		★ワーキンググループの活動による年度毎の成果は、年度末に長寿社会政策課長から各保健福祉事務所(地域事務所)長に通知。 ・活動を通して得られた成果を所属長に通知することで、活動への理解を得ることができ、各メンバーの活動への意識向上にも繋がる。

課題共有シート(検討項目：集団指導の開催方法)

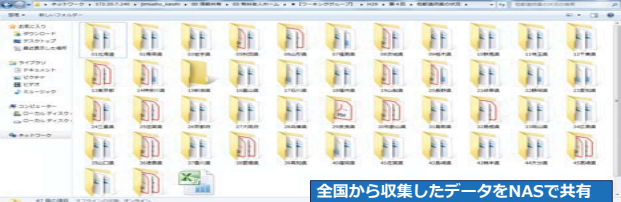
課題等	課題解決の方向性等		
	項目等	課題解決時期の目標	提案された課題に対する事務所等意見や補正等
[H28からの継続検討] ○ 集団指導の開催方法	内容・事例など [H28検討結果] 「[集団指導実施要領]を年度末で作成し県内各事務所の集約を実施した。 [今後の課題等] ○今後の開催方法については未決定	次回WG等 年度内解決 有期限課題	提案された課題に対する事務所等意見や補正等 [前年度主な意見] ・開催方法について、仙台1会場の場合は朝間と同様の方法で、北部・南宮などとする場合は、それぞれ開催の開催とするもの、担当メンバーをそれぞれに割り当て、北宮・南宮で全く同じ内容での開催としてはどうか。移動は大変かもしませんが、担当事務所だけの負担ではなくりますので、結果的にいいのではなかろうか。 ・前年度WGで不定期開催としたが、年度当初に開催を決定するかどうか。来年度は介護保険法の改正が影響するため、機動的に開催する方向でどうか。(北部/東部) ・開催方法・会場が揃ってもメンバー全員が参加し、全く同じ内容で開催がいいのでは。(長寿/南宮) [第1回WG] ・会場はどうするか。前回の開催時と比較すると、有料老人ホームは20くらい増えていたが、仙台・北宮等2か所開催を検討する必要がある。同日開催は難しいので、同じ内容を別日で、中核のテーマ・役割分担については、8月のWGである程度決定し、10月でほぼ決定したい。(長寿/南宮) ・2か所開催は必要。仙台の方が集まりやすいのではないか。有料老人ホームとけあ性を分けるという手もある。また、開催日は請求時期等を外す等の配慮も必要ではないか。(南宮/長寿) ・介護保険法と連動し、有料老人ホームの集団指導は手分けして資料を作成する。自分もかかるといつてもいいのでほしい。今年のWGの目標は集団指導。次回8月は集団指導をたまたまテーマにする。「こういうことをしたら?」という意見を出してほしい。(南宮/長寿) [第1回協議結果] ・次回WGでテーマ・役割分担ある程度決定する。

集団指導の開催状況

平成30年度	
1 有料老人ホームの適正な運営等について	②会場を1会場（仙台）から2会場（仙台・登米）にし、参加の負担を軽減
2 宮城県有料老人ホーム設置運営指導要綱等改正について	
3 有料老人ホーム立入検査実施状況について	
4 各種届出（事故、変更届出等）について	
5 運営上の留意点について 1～3	
6 有料老人ホームの居室のあり方について	
7 有料老人ホームの短期入居について	
8 原状回復の費用負担について	
9 入居者の金銭管理について	
10 高齢者虐待防止・身体拘束廃止について	
11 有料老人ホームにおける医行為について	




①説明項目を6項目から11項目に増やし、内容もより具体的に。



全国から収集したデータをNASで共有

有料老人ホーム開設フロー	設置するとき		変更（移転・改築等）するとき	休止・廃止するとき		再開するとき	
	様式	必要書類等		様式	必要書類等	様式	必要書類等
秋田県	①事前協議書 ②設置意見照会書 ③設置届 ④設置届出済証 ⑤事業開始届	基本的事項、設置主体、役員員規模及び構造設備、運営、契約内容、事業経営計画等が分かるもの	①県が、市町村に照会設置意見照会書	①事業変更（休止・廃止）届 ②事業変更（休止・廃止）届出済証を交付	①事業変更（休止・廃止）届 ②事業変更（休止・廃止）届出済証を交付	①事業変更（休止・再開）届	①事業変更（休止・再開）届
山形県	①設置計画事前協議書 ②設置届 ③設置届出済証 ④事業開始届 （その他は不明）	基本的事項、設置主体、役員員規模及び構造設備、運営、契約内容、事業経営計画等が分かるもの	①事業変更届	①事業変更（休止・再開）届	①事業変更（休止・再開）届	①事業変更（休止・再開）届	①事業変更（休止・再開）届


有料老人ホーム設置事務の全国調査結果

考察・まとめ①

成果を意識した活動と事後評価

○3年間のワーキンググループ活動を通して得られたものとして、県内における有料老人ホームの設置事務の標準化や指導の統一化のためには、

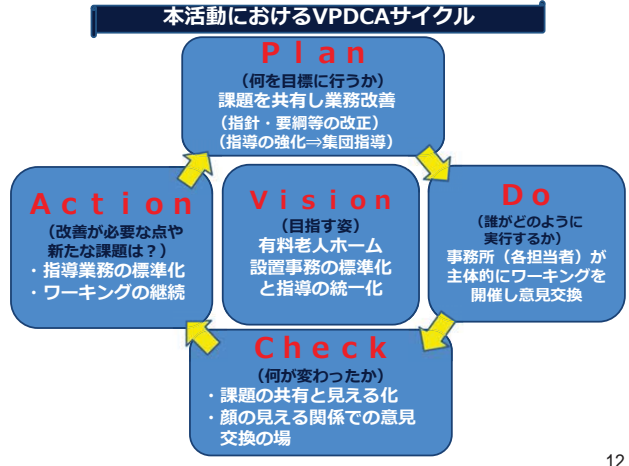
- ①日頃から、活動の意図や目指す姿を各メンバーが理解した上で、**VPDCAサイクルに沿った年度毎の計画的な活動**を行うこと。
- ②活動で**得られた成果や反省点を共有し次年度に活かす**こと。
- ③各メンバーの活動への意識向上に繋がるために、活動を通して得られた**成果は各所属においても理解され評価される**ことも重要である。



【成果を意識する上でのポイント】

○「誰かが意見を言うだろう。誰かがやるだろう。」ではなく、**それぞれの担当者が当事者意識をもって主体的に関わる**ことが重要である。

○「課題を解決するための意見交換や議論の時間がない」ことを理由にしないため、会議形式だけではなく、**専用の電子会議室を活用した意見交換は有効**である。



考察・まとめ②

今後の活動に当たっての課題

- 1 各事務所の指導業務等を標準化していくためには、
 - ・ **人員を含んだ持続的な指導体制の強化**
 - ・ **詳細な業務マニュアルの作成**
 - ・ **立入検査（定期・随時）手法の統一**
 - ・ **検査後の行政指導や行政処分のプロセスの確立**
- 2 有料老人ホームに入居する高齢者の安全で安心な生活の確保のためには、
 - ・ **近年増加傾向にある高齢者虐待事案発生時等の統一的な指導体制の構築**

○本活動事例が、部内における同様の課題を解決する際に、少しでも参考になれば幸いです。ご清聴ありがとうございました。